

告 示

埼玉県告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県県民の森の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人 N a t u r e S e r v i c e
埼玉県坂戸市大字厚川百二十六番地一
- 二 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで